

岐阜県医師会主治医研修会

障害福祉制度の概要について

岐阜県 健康福祉部 障害福祉課

1

1. 障害福祉制度の概要について

2

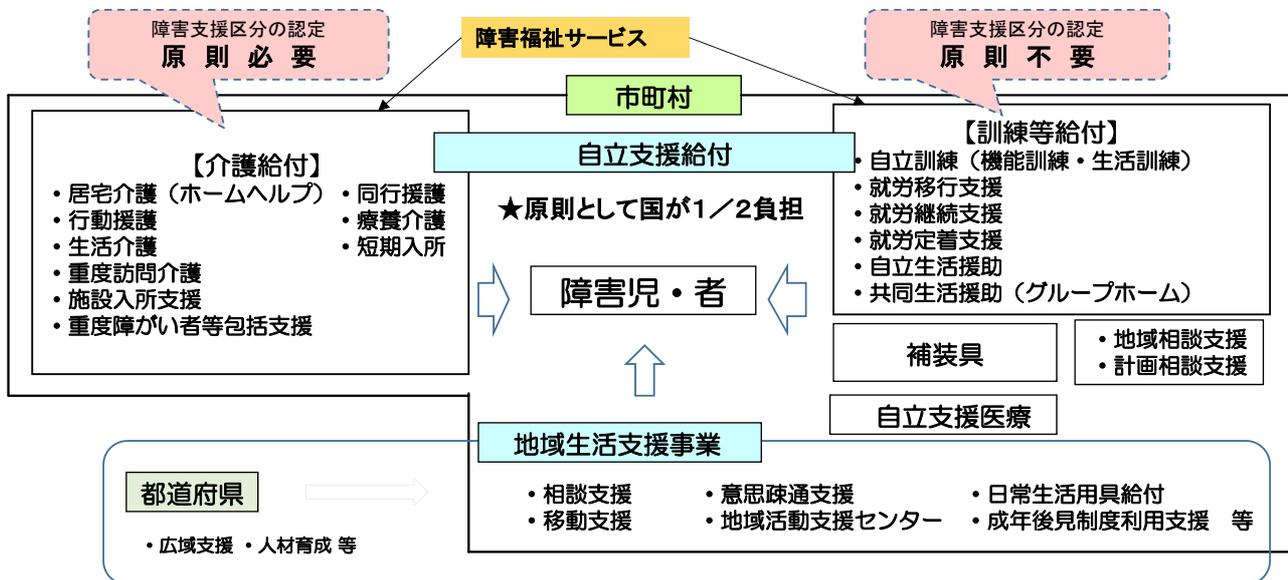
障害者総合支援法とは

- 正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
- 障害福祉サービス等の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めている。
- 従来の障害者自立支援法に代わり、平成25年度から施行。

事業体系のしくみ

サービスは、個々の障害のある方の障害支援区分や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況等)をふまえ個別に支給決定が行われる介護給付、訓練等給付等の「自立支援給付」と市町村事業によって柔軟に実施される意思疎通支援、地域活動支援センター等の「地域生活支援事業」に大別され、構成される。

【総合支援法における給付・事業】



2. 障害福祉サービスについて

障害福祉サービス等の体系①（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	利用者数
訪問系	介護給付	居宅介護(ホームヘルプ) ● ●	1,875
		重度訪問介護 ●	71
		同行援護 ● ●	214
		行動援護 ● ●	128
		重度障害者等包括支援 ● ●	0
日中活動系	施設系	短期入所(ショートステイ) ● ●	908
		療養介護 ●	213
		生活介護 ●	4,968
居住支援系	施設系	施設入所支援 ●	2,220
		自立生活援助 ●	0
訓練系・就労系	訓練等給付	共同生活援助(グループホーム) ●	2,222
		自立訓練(機能訓練) ●	6
		自立訓練(生活訓練) ●	183
		就労移行支援 ●	318
		就労継続支援(A型) ●	2,759
		就労継続支援(B型) ●	5,149
		就労定着支援 ●	141

(注)1. 表中の「●」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2. 利用者数は令和6年4月サービス提供分の国保連データ。

障害福祉サービス等の体系②（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 ● ●	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	3,129
		放課後等デイサービス ● ●	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	5,880
		居宅訪問型発達支援 ● ●	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	2
障害児訪問系	障害児支援に係る給付	保育所等訪問支援 ● ●	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	183
		福祉型障害児入所施設 ● ●	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	6
障害児入所系	障害児支援に係る給付	医療型障害児入所施設 ● ●	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	13
		相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 ● ●
障害児相談支援 ● ●	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】			2,634
地域移行支援 ● ●	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う			1
地域定着支援 ● ●	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う			5

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注）1. 表中の「●」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2. 利用者数は令和6年4月サービス提供分の国保連データ。

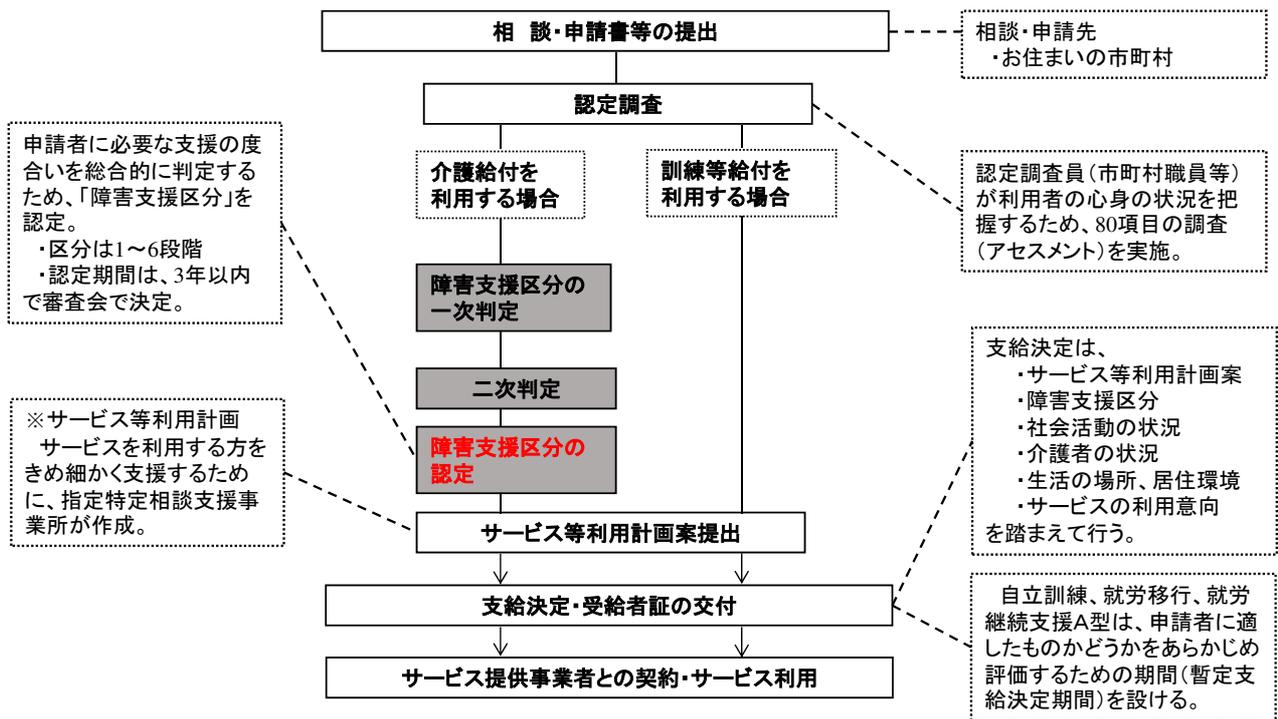
岐阜県内における 障害福祉サービス等（※）の利用者数

圏域	年月						
	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4
岐阜県全体	12,644	12,977	13,344	14,123	14,635	15,227	15,840
岐阜圏域	4,943	5,073	5,292	5,675	5,916	6,202	6,519
西濃圏域	2,171	2,219	2,265	2,415	2,510	2,617	2,746
中濃圏域	2,264	2,340	2,366	2,478	2,594	2,677	2,778
東濃圏域	2,105	2,148	2,217	2,293	2,354	2,458	2,516
飛騨圏域	1,161	1,197	1,204	1,262	1,261	1,273	1,281

（国保連審査データより作成）

※ 障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援

障害福祉サービスの申請から利用までの流れ(概要)

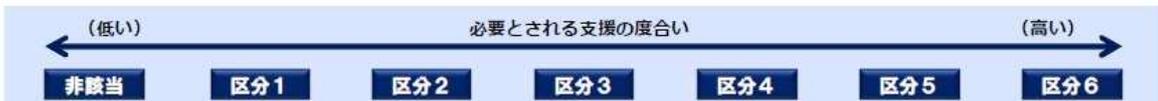


障害支援区分の概要及び認定について

障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

① 障害支援区分の定義(法第4条第4項)

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。



② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



【医師意見書】

申請に係る障害者の主治医等に対し、当該障害者の疾病、身体の障害内容、精神の状況など、医学的知見から意見を求める。

障害支援区分と利用できるサービスについて(一部)

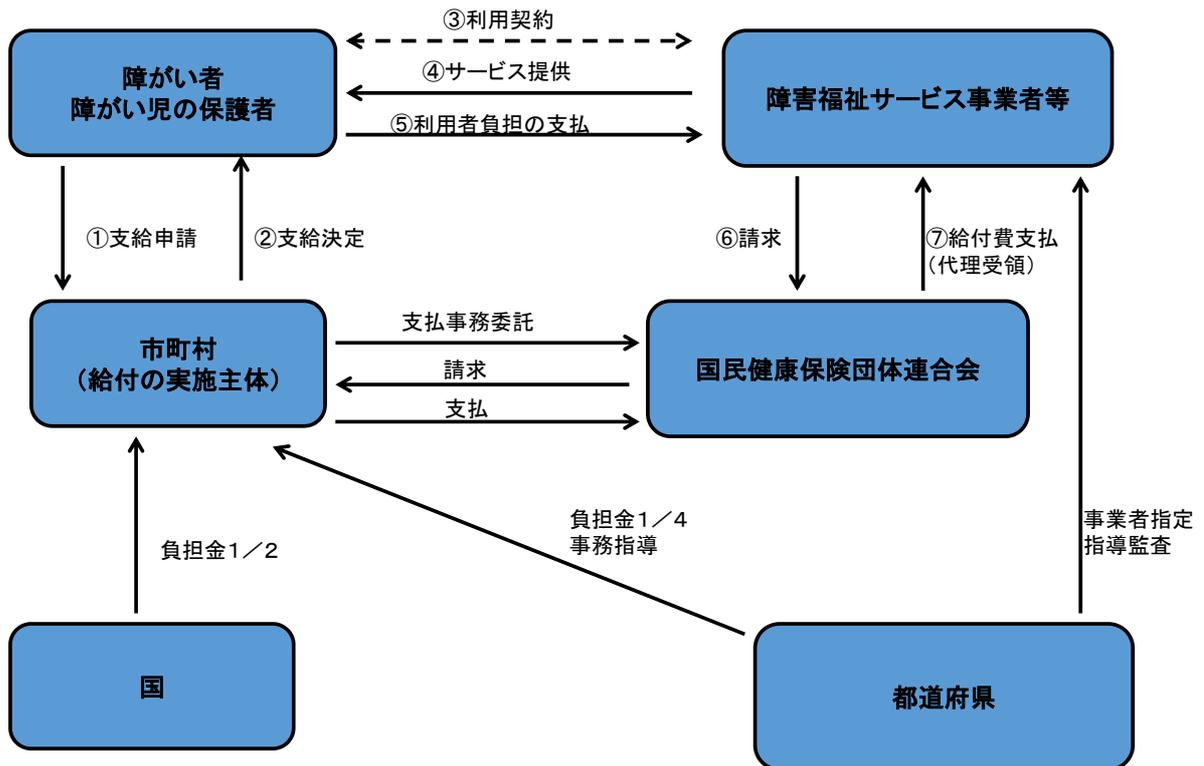
必要な支援の 度合い 低 ↑ ↓ 必要な支援の 度合い 高		居宅介護 自宅へ訪問して食 事介助や家事援助	生活介護 主として昼間、施設 で常時介護が必要な 方への介護や援助	施設入所支援 常時介護が必要な 方の施設への入所	重度訪問介護 肢体不自由者等の 常時介護が必要な方 への居宅での介護や 移動中の介護
	非該当				
区分1	↑	↑	↑ ※1	↑ ※2	↑
区分2					
区分3					
区分4					
区分5					
区分6					

※1 年齢が50歳以上の場合は、区分2以上である者は利用できる

※2 年齢が50歳以上の場合は、区分3以上である者は利用できる

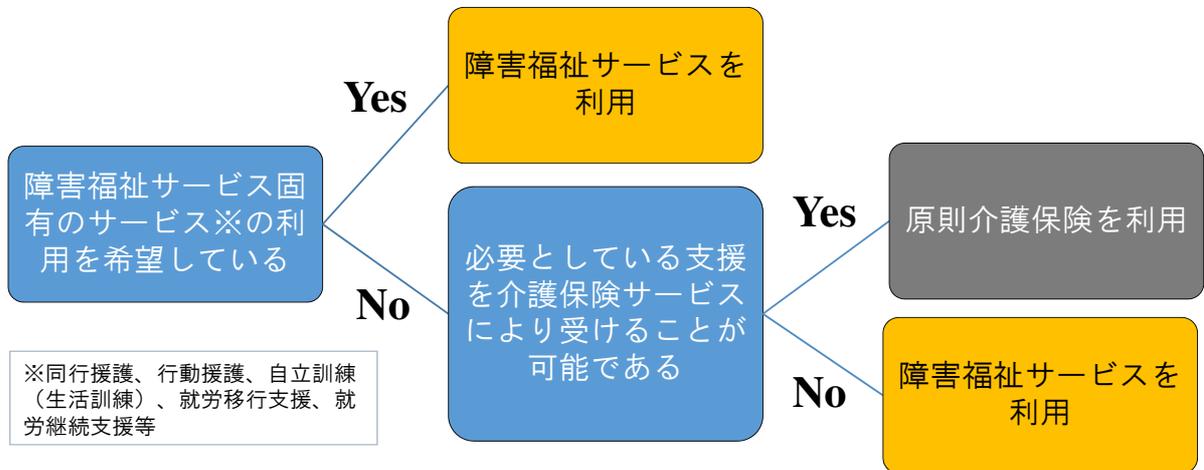
サービスを利用するには、障害支援区分以外の要件もあります。

障害福祉サービスの給付制度のイメージ



障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について

介護保険の被保険者である障害者が障害福祉サービスの利用を希望する場合、まず、介護保険サービスにおいて同等のサービスを受けることが可能かどうかを検討することになる。（←他法令との給付調整：総合支援法第7条）



ただし 原則介護保険を利用する必要がある場合であっても、介護保険のサービスが受けられない特別な事情がある場合は、障害福祉サービスを利用可能。